

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
展示会等出展 支援事業	物販費、出品費、専門家謝金、旅費、市場調査費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、機器賃借料、委託料、産業市等への出店費用 その他町長が必要と認める経費	補助対象経費の1/2以内	10万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。